

四日市市議会基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第1号

四日市市議会基本条例の一部を改正する条例

四日市市議会基本条例（平成23年四日市市条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(議会事務局) 第34条 (略) 2 (略) <u>3 議長は、議会事務局の職員人事に関し、その任免権を行使するものとする。この場合において、市長は、議会事務局の職員人事に関して、あらかじめ議長と協議しなければならない。</u> <u>4 議長は、専門的な知識経験等を有する者を議会事務局職員として任免する等、議会事務局体制の充実を図ることができる。</u>	(議会事務局) 第34条 (略) 2 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(議会事務局議事課)